

分冊版

医療的ケア実施のための

ハンドブック

(令和7年3月 改訂版)

第3編

関係者間の連携・研修の充実

本ハンドブックは、道立学校での活用を想定して作成しています。

その他の学校においては、設置者が定めた手順が優先されますので、参考資料として御活用ください。

北海道教育委員会

ハンドブック（分冊版）の構成について

本ハンドブックは、医療的ケア児が道立学校において、安全な環境の下、充実した学校生活を送ることのできる体制を整備するためのポイントなどを示し、医療的ケアを円滑に進めていくためのものです。

これまでも法制度の改正や道教委が実施した各事業の成果等を踏まえて、改訂を行ってきました。今回の改訂では、各学校において、本ハンドブックを活用する際の利便性の向上を目指し、分冊版として再構成しました。

ハンドブック（分冊版） 目次

第1編 学校における医療的ケアの実施

- 1 学校で行う医療的ケアの意義と内容
- 2 医療的ケア児を担当する
- 3 緊急時の対応

第2編 医療的ケア実施までの体制整備と手順

- 1 道立特別支援学校における実施体制
- 2 医療的ケア実施までの手順
- 3 受入れ体制の整備

第3編 関係者間の連携・研修の充実

1 関係者間の連携の重要性

2 校内の関係者間の連携

- (1) 教員と医療的ケア看護職員の連携
 - (2) 認定特定行為業務従事者である教員が果たす役割
 - (3) 医療的ケアに関する校内の調整役の配置
 - (4) 医療的ケア看護職員同士の連携
- 参考：道立特別支援学校の取組事例

3 保護者や医師との連携

- (1) 保護者との連携
 - (2) 医師との連携
- 参考：「北海道医療的ケア児等支援センター」との連携

4 研修の充実

- (1) 医療的ケアに関する研修とは
- (2) 基本的な知識を習得するための研修
- (3) 教員が「教員等による特定行為」を実施するための研修

1 関係者間の連携の重要性

医療的ケアの実施に当たっては、医療的ケア看護職員だけではなく、管理職や教員、養護教諭等の全ての教職員がそれぞれの役割分担を明確にし、両者が円滑に連携・協力できる体制を構築することが大切です。

各職員の役割は概ね明確にされていますが、各学校の実状に応じて、具体的な内容を考えることになります。

その際、特に非常勤の医療的ケア看護職員については、勤務時間が教員とは異なることから、児童生徒等の健康状態や医療的ケアの実施状況等について、効率的に情報共有することなどが重要です。

また、医療的ケア看護職員、養護教諭及び自立活動教諭といった専門的な知識を有する職員や直接指導に当たっている教員だけでなく、全ての教職員が、医療的ケアに関する知識を有した上で、一定の役割を果たせるようにしておくことが重要です。

それぞれの役割については、次のようなものが考えられます。

医療的ケア実施に関する校内における役割分担例

○校長・副校長・教頭・ 一部の主幹教諭

- ・学校における医療的ケアの実施要領の策定
- ・医療的ケア校内委員会の設置・運営
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・外部も含めた連携体制の構築・管理・運営
- ・本人・保護者への説明
- ・教育委員会への報告
- ・学校に配置された医療的ケア看護職員・教員等の服務監督
- ・宿泊学習や課外活動等への参加の判断
- ・緊急時の体制整備
- ・医療的ケア看護職員の勤務管理
- ・校内外関係者からの相談対応

○医療的ケア看護職員

- ・医療的ケア児のアセスメント
- ・医療的ケアの実施
- ・主治医、学校医、医療的ケア指導医等医療関係者との連絡・報告
- ・教職員・保護者との情報共有
- ・認定特定行為業務従事者である教員への指導・助言
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・指示書に基づく個別のケア・マニュアルの作成
- ・緊急時のマニュアルの作成
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の対応・教職員全体の理解啓発
- ・（教職員として）自立活動の指導等

○指導的な立場となる医療的ケア看護職員

（道立特別支援学校においては、主任看護師等）

- ・外部関係機関との連携調整
- ・医療的ケア看護職員の業務調整
- ・医療的ケア看護職員の相談、指導、カンファレンスの開催
- ・研修会の企画・運営
- ・医療的ケアに関する教職員からの相談

○全ての教職員

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境理解
- ・看護師等・認定特定行為業務従事者である教員との情報共有
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時のマニュアルの作成への協力
- ・自立活動の指導等
- ・緊急時の対応

○認定特定行為業務従事者である教員

- ・医療的ケアの実施（教員等による特定行為のみ）
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・緊急時マニュアルの作成

○養護教諭

- ・学校保健（保健教育、保健管理等）の中での医療的ケアの位置付け
- ・児童生徒等の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医、学校医、医療的ケア指導医等医療関係者との連絡・報告
- ・医療的ケア看護職員と教員との連携支援
- ・研修会の企画・運営への協力

2 校内の関係者間の連携

(1) 教員と医療的ケア看護職員の連携

現在、医療的ケアを実施している全ての道立学校に、医療的ケア看護職員が配置されています。

学校で勤務する医療的ケア看護職員は、学校で勤務する以前、医師が常について、医療機器も整っている病院や、訪問看護ステーション等で勤務していた看護師等が多いことから、医師が常駐していない学校で勤務した際に、不安や葛藤を覚えることがあります。

なぜ教員が医療的ケアをしているの？

『吸引だけしてくれたらいい』と言われた…教員がその判断をできるの？

『教育課程』？『個別の指導計画』？どんなもの？

『学部主事』ってどんな役職なの？



異業種である教員と医療的ケア看護職員の葛藤が発生する背景には、それぞれの受けてきた教育や積み重ねてきた専門性に違いがあります。

他職種間で指導や支援に関する考えにずれが生じた際には、互いの考えを言語化し、葛藤を解決する妥協策を探ることが大切です。

【医療的ケア看護職員】

「担任の先生は子どもの状態について絶対的な考えをもっていて、私たちの考えを分かってもらうのが難しい。」



【教員等】

「医療的ケア看護職員は、すぐに子どもの活動を制限しようとする。ここは学校という教育の場であることを理解してほしい。」



なぜ、子どもが苦しそうにしているのに吸引させてくれないの！？
吸引すれば子どもは身体が楽になって授業が受けられるのに。

今、少し痰はあるけれど、この程度で吸引をしていると授業が中断してしまう。
立位姿勢をとれば、自力で排痰できるし。

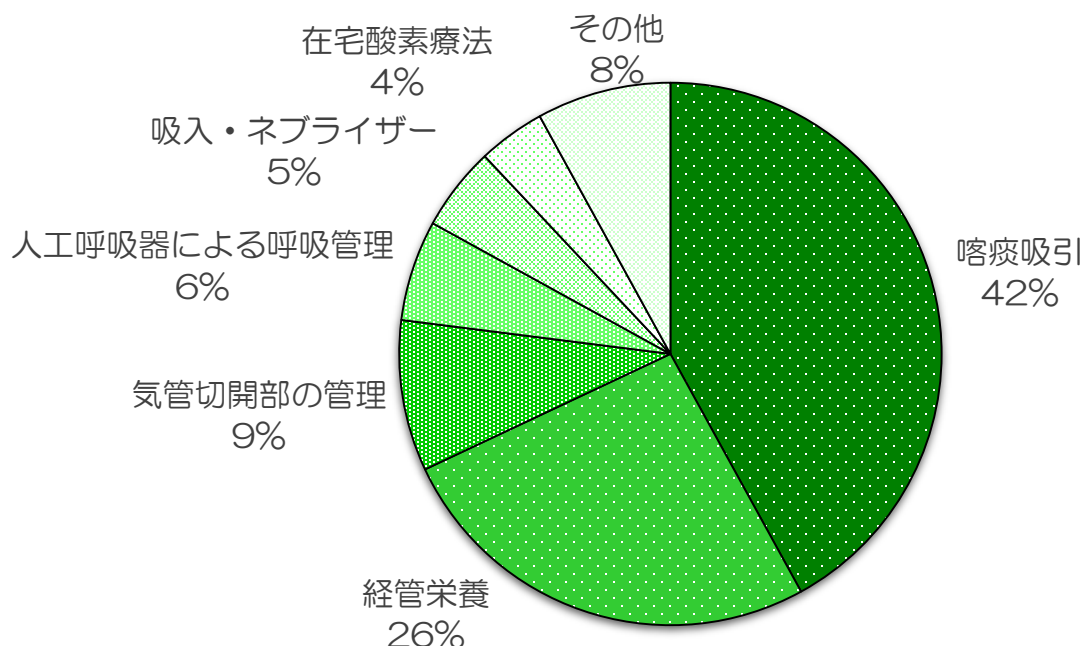
医療的ケア看護職員も教員も、どうすることが児童生徒等にとって最善かを必死に考えている。

葛藤を解決する妥協策の検討

検討の視点（授業の中断を最小限にして、身体を楽にするために）

- ・ どうしてその結論にたどり着いたのかについて話し合う。
- ・ 「吸引を授業前にしておく」等、今の体制の中でできそうなことはないか。
- ・ 授業展開の中で、授業への影響を最小限にしながら吸引できるタイミングはないか。
- ・ 加湿や室温管理、姿勢管理等によって、吸引の頻度を下げることができないか。

(2) 認定特定行為業務従事者である教員が果たす役割 道立特別支援学校における行為別児童生徒の割合



上のグラフは、道立特別支援学校に通学する児童生徒が必要とする医療的ケアの割合です。（令和5年度時点）

およそ7割が、「教員等による特定行為」の範囲内の医療的ケアです。

医療的ケア児にとって、普段から接する教員が、医療的ケアの一部を行うことは、安心に繋がりますし、医療的ケア看護職員や保護者など特定の人ばかりではなく、様々な他者から医療的ケアを受ける経験にもなります。

このことは、自立活動における、「健康の保持」(3)「身体各部の状態の理解と養護に関すること」及び「心理的な安定」(1)「情緒の安定に関すること」、「人間関係の形成」(1)「他者とののかかわりの基礎に関すること」等と密接な関連を図りながら、教育的支援の一環として実施することが考えられます。

教員が医療的ケアを行う際の自立活動の指導との関連イメージ

ん？呼吸がしづらいな…痰の吸引をしてほしいな…

→健康の保持(1)「身体各部の理解と養護に関すること」

自分の状態を知り、適切な処置を受けること。

ん？この人はいつも側にいてくれる〇〇先生かな？

→人間関係の形成(1)「他者とののかかわりの基礎に関すること」

関わりをもってくれている人の存在への気づきを促す。

〇〇先生が痰の吸引をしてくれて、安心できるな～

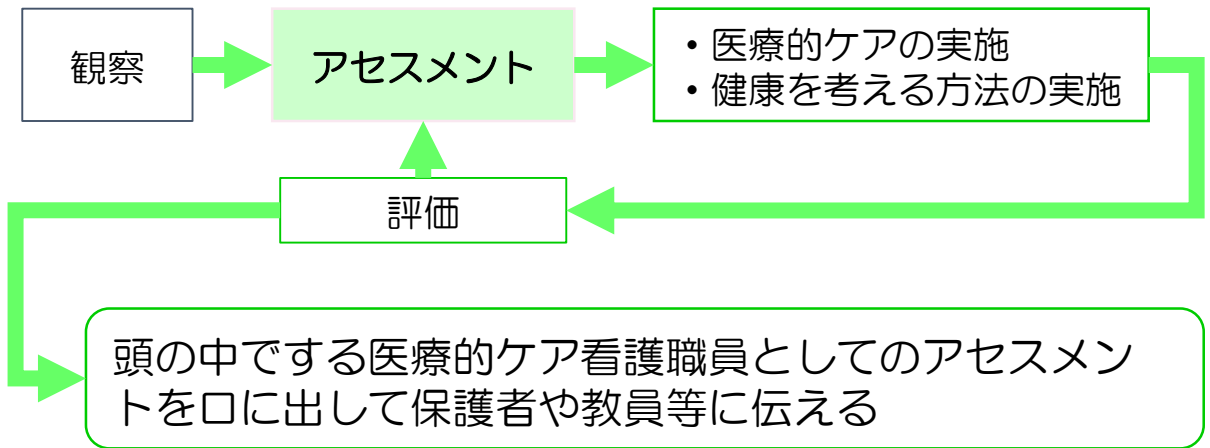
→心理的な安定(1)「情緒の安定に関すること」

安心できる人を増やしていく。



※第1編において、医療的ケア児の自立活動について解説があります。

医療的ケア看護職員が学校で求められる専門性



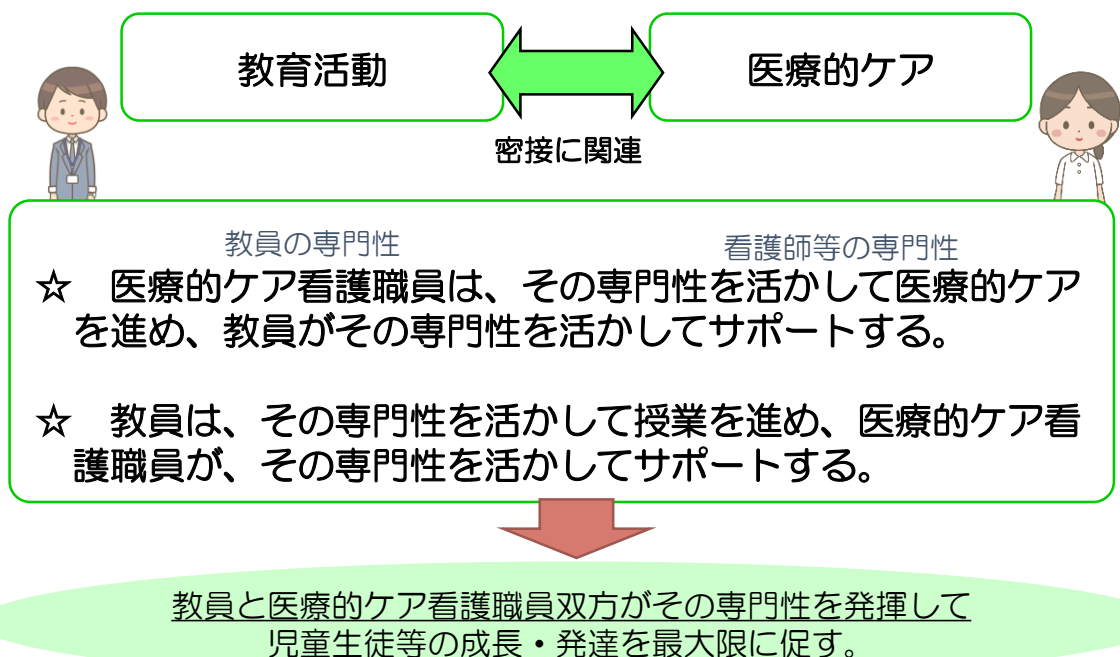
兵庫県立大学看護学部 勝田仁美氏講義資料を一部改変（2018）

医療的ケア看護職員の専門性は、医療的ケアの実施に関する「手技」だけでなく、医学的な視点から児童生徒等の健康状態をアセスメントできることも、医療的ケア児の在籍する学校において貴重な専門性です。

同様に考えると、教員も、単に授業を行うことが専門性ではなく、実態把握に基づいて授業を行い、評価に基づいて改善するといった一連の流れの中に教育としての専門性があると考えられます。

そして、連携のためには、そういった考えを互いに話し合い、児童生徒等にとって、最も良い方法を考えることが、極めて重要です。

医療的ケア看護職員と教員の専門性を踏まえた連携イメージ



平成29年度特別支援学校における医療的ケアに関する連絡協議会資料より一部改変（平成29年）文部科学省

(3) 医療的ケアに関する校内の調整役の配置

道立の特別支援学校において、医療的ケア児の在籍状況に応じて、「医療的ケアコーディネーター※」などの名称で教職員等が校内の調整役を担当している例があります。

具体的な役割としては、医療的ケア看護職員及び医療的ケア児の学級担任との連絡調整を行ったり、医療的ケア児の教育相談に同席し、医療的ケアに係る説明等を行ったりします。

※ 校内での役割の名称であり、「北海道医療的ケア児等支援センター（本ハンドブック3-9参照）」が養成する「北海道医療的ケア児等コーディネーター」とは異なります。



(4) 医療的ケア看護職員同士の連携

道立学校には、正職員と、非常勤職員など勤務形態の異なる医療的ケア看護職員がともに勤務しています。

特に非常勤の医療的ケア看護職員は、勤務時間が限定されており、他の医療的ケア看護職員と打ち合わせを行ったり、会議に参加したりすることが難しい場合があります。

各学校では、あらかじめ打ち合わせの時間を設定しておくことや、資料の保管場所の見直し等により、日常的に医療的ケア看護職員間で共通理解を図れるようにしておくことが重要です。

医療的ケア看護職員同士の連携に関する検討シート

項目	現在の状況	必要な対応	✓
① 可能な限り、複数の医療的ケア看護職員が判断にかかわることができるよう、共通理解が図られているか。			
② 医療的ケア看護職員のミーティングが計画的に設定されているか。			
③ 医療的ケア看護職員と教員が情報共有する際の窓口や場が設定されているか。			
④ チーフとなる医療的ケア看護職員とそれ以外の医療的ケア看護職員の役割が明確になっているか。			
⑤ 医療的ケアに関わる情報や資料の保管場所が明確になっているか。			

参考：道立特別支援学校の取組事例

複数の医療的ケア児が在籍し、医療的ケア看護職員も複数配置されている特別支援学校による「医療的ケア看護職員同士の連携」のための具体的な取組事例です。

医療的ケア看護職員はそれぞれ、医療的ケア児が学習をしている教室等に出向いて、医療的ケアを実施することから、各医療的ケア児の活動場所やその時間におけるケアの内容、医療的ケアに要する時間等を踏まえて、医療的ケア看護職員一人一人の動きを明確にし、互いに共有する必要があります。そのため、連携体制の構築のために、週ごとに下のようない覧表を作成し、職員間で共有するなどの取組を行っています。

令和〇年 4月8日 ～ 4月12日

看護師勤務予定表

R○, ×, □作成

4月8日(月)	9日(火)	10日(水)	行事や校外学習の予定等を記載	
【行事】始業式 高 9:30-10:00 小中 10:10-10:40 11:15 下校	【行事】 小入学式 10:00-10:35 新入生 11:00 下校 小学部 13:15 下校	【行事】 中入学式 10:00-10:35 新入生 11:25 下校	高 10:35 新入 11:25 下校 高等部 13:15	医ケアミーティング
【児童生徒動静】 欠席: 遅刻: 早退:	【児童生徒動静】 欠席: 遅刻: 早退:	【児童生徒動静】 欠席: 遅刻: 早退:	【児童生徒動静】 欠席: 遅刻: 早退:	【児童生徒動静】 欠席: 遅刻: 早退:
【看護師動静】	【看護師動静】	【看護師動静】 ○○看護師(年休1日)	【看護師動静】	【看護師動静】
《1校時 登下校》 Aさん(小1) ・体調確認○○看護師 Bさん(小3) ・体調確認××看護師 Cさん(中1) ・体調確認□□看護師 Dさん(中1) ・通院後登校	《1校時 登下校》 Aさん(小1) ・体調確認○○看護師 Bさん(小3) ・体調確認××看護師 Cさん(中1) ・体調確認△△看護師 Dさん(中1) ・体調確認△△看護師	《1校時 登下校》 Aさん(小1) ・体調確認××看護師 Bさん(小3) ・体調確認××看護師 Cさん(中1) ・体調確認△△看護師 Dさん(中1) ・体調確認△△看護師	《1校時 登下校》 Aさん(小1) ・体調確認××看護師 Cさん(中1) ・体調確認△△看護師 Dさん(中1) ・体調確認△△看護師	《1校時 登下校》 Aさん(小1) ・体調確認××看護師 Cさん(中1) ・体調確認△△看護師 Dさん(中1) ・体調確認△△看護師
《2校時》	《2校時》	《2校時》	《2校時》	《2校時》
《給食》 Aさん(小1) ・注入××看護師 Bさん(小3) ・栄養△△看護師 Cさん(中1) ・栄養□□看護師	《給食》 Aさん(小1) ・注入××看護師 Bさん(小3) ・栄養○○看護師 Cさん(中1) ・栄養□□看護師	《給食》 Aさん(小1) ・注入××看護師 Bさん(小3) ・栄養△△看護師 Cさん(中1) ・栄養□□看護師	《給食》 Aさん(小1) ・注入○○看護師 Bさん(小3) ・栄養□□看護師 Cさん(中1) ・栄養△△看護師	《給食》 Aさん(小1) ・注入○○看護師 Bさん(小3) ・栄養□□看護師 Cさん(中1) ・栄養△△看護師

医療的ケア看護職員の休暇、外勤などの予定等を記載

児童生徒の欠席や、遅刻、早退の時刻等と合わせて、各医療的ケア看護職員その日の動きを詳細に記載

前の週の木曜日には、教員に翌週の時間割を確認し、医療的ケア看護職員の体制を決定

3 保護者や医師との連携

(1) 保護者との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、保護者の理解や協力が不可欠です。保護者に医療的ケアの仕組みを説明する際には、全体像や役割分担を明記したリーフレット等を用いて分かりやすく説明することが大切です。また、児童生徒等の健康状態、医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等について、あらかじめ保護者から説明を受け、学校で実施可能な医療的ケアの範囲について双方で共通理解を図ることも必要です。その際には、医師や児童生徒等が日常的にかかわっている相談支援事業所の相談支援専門員や訪問看護ステーションの看護師等を交えることも有効です。

こういった体制整備を通して、安全な環境の下、児童生徒等が安心して学ぶことのできる体制を整備することにより、保護者の付き添いなしに医療的ケアを実施できる体制整備を目指すことが求められています。

保護者との連携に関する検討シート

項目	現在の状況	必要な対応	✓
① 学校が医療的ケア児の健康状態を十分把握できるよう、あらかじめ障がいの特性や病状について説明を受けているか。			
② 医療的ケア看護職員の役割は医療的ケアを実施することであるため、健康状態がすぐれない場合の無理な登校は控えることやその際の判断基準について共通理解が図られているか。			
③ 登校後、健康状態に異常が認められた場合、速やかに保護者と連絡を取り、その状態に応じ必要な対応を求めなどの協力体制が整っているか。			
④ 健康状態がすぐれずに欠席していた医療的ケア児が回復し、再び登校する日には、本人の状態について、保護者と十分に連絡を取り合うことができる体制が整っているか。			
⑤ 保護者との緊急時の連絡手段が確保されているか。			



保護者

子どもが入学するときは、児童発達支援事業所との、体制や制度との違いに戸惑いましたが、相談できる学校の先生や看護師さんがいて安心しました。

保護者との日々の情報交換を密にするよう心掛けるとともに、必要な場合は連絡の窓口を明確に定めるなど、家庭と学校で安全な医療的ケア実施に向けて共通理解をしっかりと図れるように組織的な体制を整えておくことが大切です。



(2) 医師との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療の専門的知見が不可欠であり、地域の医師会、看護団体（訪問看護に係る団体を含む。以下、同じ。）その他の医療関係者の協力を得て、小児医療や在宅医療などの専門的知見からの助言を踏まえて検討することが必要です。

医療的ケアは、医師の書面による指示に基づいて行われるものであり、その指示の内容に責任を持つ医師（主治医）との連携が不可欠です。

学校は、主治医に対して、児童生徒等一人一人の健康状態、医療的ケアの範囲や内容、実施する学校の状況等を踏まえて指示書を出してもらえよう、主治医に対してこれらの情報を提供するとともに、日々の医療的ケアの実施に必要な記録を整備し、定期的に情報を提供することが必要です。

又、児童生徒等によっては、「経管栄養は〇〇先生」「人工呼吸器の管理は△△先生」というように、指示を出す医師が異なる場合もありますので、正確に情報を把握し、適切に指示を踏まえて実施する必要があります。また、緊急時にどのようなルートで指示を受けるかについても確認するなどしておくことも重要です。

また、大きな病院では、窓口が一本化されている場合もありますので、医療機関や医師の名前だけでなく、連絡先についても確認しておくことが大切です。

医師との連携に関する検討シート

項目	現在の状況	必要な対応	✓
① 医療的ケア看護職員及び「教員等による特定行為」を実施する教員等は、医療的ケアの手順と合わせて、健康状態を把握する際の視点や、病状等についてあらかじめ説明を受けているか。			
② 医療的ケア看護職員は、主治医からの書面による指示内容をすぐに確認できるよう、保管場所や保管方法を他の看護師等や教員等と共通理解しているか。			
③ 日常の医療的ケア実施手順と合わせて、実施に係るリスクやその対応についても医師から十分指示を受けているか。			
④ 定期的に医師と情報共有できる体制が整備されているか。			
⑤ 緊急事態が発生した場合、誰がどこに連絡するかなど、対応手順について共通理解を図るとともに、模擬訓練を定期的実施されているか。			

参考：「北海道医療的ケア児等支援センター」との連携

医療的ケア児やその保護者が、就学や進学に係る不安のほか、在籍している学校での医療的ケアに関することについて、専門の相談機関に相談することがあります。

こうした医療的ケア児とその保護者の相談を受ける機関の役割を理解し、学校としてどのように連携していけばよいかを理解することも大切です。

医療的ケア児支援センターの役割

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

二 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附随する業務
（以下、第2項、第3項は省略）

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第14条（令和3年6月18日法律第81号）に基づき、北海道知事は、「北海道医療的ケア児等支援センター（以下、「センター」という。）」を令和4年6月30日に設置し、医療法人稲生会に業務委託しました。

センターの設置により、医療的ケア児本人や家族等からの様々な相談内容に応じて、市町村等と連携して対応するほか、関係機関等への情報提供、コーディネーターの資質向上研修などといった支援体制を整備し、全道域での対応力の向上が図られています。



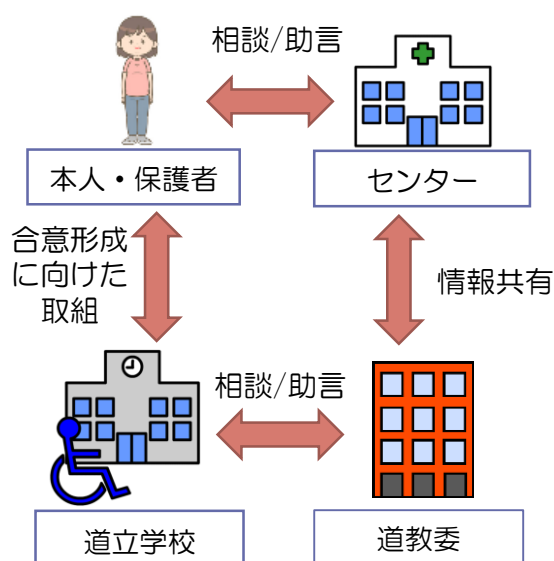
「北海道医療的ケア児等支援センター」ホームページ

センターへの相談内容は、医療、保健、福祉、教育、労働等と多岐に渡りますが、このうち学校教育に関するものについては、センターと教育委員会の連携が重要です。

道立学校に関する相談については、センターと道教委が必要に応じて情報を共有し、医療的ケア児やその保護者と学校の双方の合意形成に向けた取組をサポートする体制を構築しています。

センター長は、道教委の医療的ケア指導医でもある土畠智幸医師です。

知事部局と教育委員会の双方から委嘱を受けている医師に相談できる点は、北海道の特徴の一つといえます。



4 研修の充実

(1) 医療的ケアに関する研修とは

各学校において安全で安心な環境を整備し、医療的ケア児の教育の充実を図るためには、計画的に研修を実施し、教員と医療的ケア看護職員の双方が協力して教職員全体の医療的ケアに関する専門性の向上を図る必要があります。

「教員等による特定行為」を行う教員を対象とした基本研修や、医療的ケア看護職員を対象とした指導者養成講習等のもとより、直接医療的ケアを担当する教員だけでなく、全ての教職員が、医療的ケアや在籍する児童生徒等の疾病の状態等について把握しておくことが重要です。

医療的ケアに関する研修

教職員対象

全ての教職員

①基本的な知識の習得に関する研修

教員等による
特定行為を
実施する
教員等対象

②基本研修

③現場演習
実地研修

医療的ケア看護職員対象

実地研修を指導する
指導看護師

④指導者養成講習

道立特別支援学校では、
③の実地研修を各校で行う
ため、講師要件を満たす医
療的ケア看護職員が必要と
なります。
(該当の講習は、本ペー
ジ下段を参照)

全ての
医療的ケア
看護職員

⑤医療・看護に
関する研修

⑥学校・教育に
関する研修

一部の教職員

⑦個別の症状や医療的ケアに関する研修

⑧緊急時対応に関する研修

医療的ケア看護職員に対しては、⑤で示したような専門的な研修に加え、病院とは違う「学校」という職場で働く際の不安を軽減できるよう、学校の仕組みや教育に関する研修を行うことも重要です。

その他、医療的ケアの実施手順や疾病に関する専門的な知識を習得するための研修や気管力ニューレの事故抜去の可能性のある児童生徒等が在籍する場合における気管力ニューレの再挿入に関する研修等が必要であり、各学校には、計画的・組織的な研修の実施が求められています。

※特定の者を対象とする研修（第3号研修）指導者養成講習（自己学習）については、北海道社会福祉協議会のwebページを参照してください。



(2) 基本的な知識を習得するための研修

以前から毎年、医療的ケアを実施しているという学校がある一方で、初めて医療的ケアを実施する学校や、数年ぶりに実施するという学校も多くあります。

また、これまで医療的ケアに携わった経験がない教職員が、医療的ケア実施校に異動した場合には、自らが実施者となるか否かにかかわらず、医療的ケア児の体調管理や安全な医療的ケアの実施のための校内体制の在り方等、一定の知識が求められます。

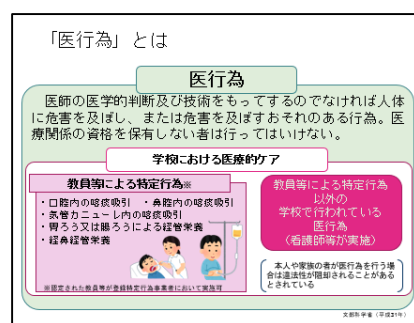
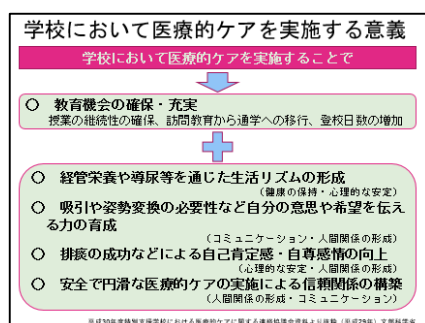
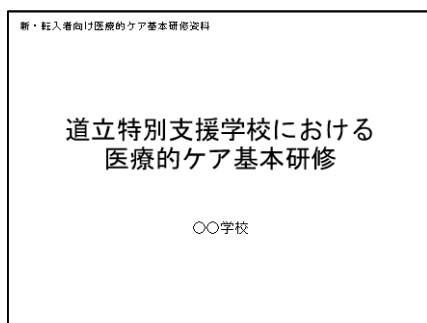
道教委では、医療的ケア実施校の全ての教員等が、基本的な知識を習得できるよう、新・転入者向けの研修資料を公開しています。

なお、初めて学校に勤務する医療的ケア看護職員向けには、特別支援教育の概要をはじめ、学校における医療的ケアの基本を15分程度にまとめたオンデマンド動画を公開しています。

研修コンテンツは、北海道立特別支援教育センターのウェブページに掲載しております。右側の二次元コードを読み取るか、クリックしていただくと、該当ページにアクセスすることができます。

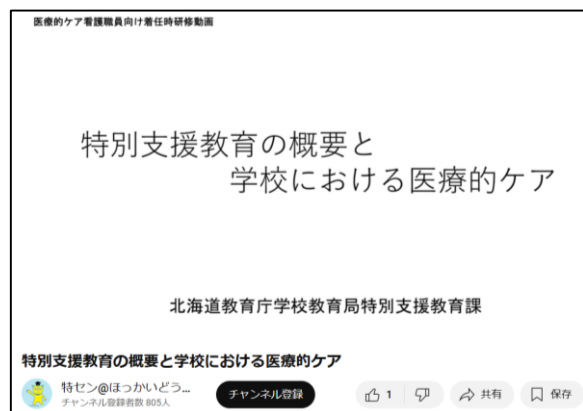


① 新・転入者向け医療的ケア研修資料



こちらについては、パワーポイントのデータをダウンロードすることができます。各学校のニーズに応じて、改訂しながら校内研修の場においてご活用ください。

② 医療的ケア看護職員向け着任時研修動画



下の二次元コードを読み取るか、クリックしていただくと、Youtube上に掲載されています、研修動画を視聴することができます。



研修動画の資料は、北海道立特別支援教育センターのウェブページからダウンロードすることができます。

(3) 教員が「教員等による特定行為」を実施するための研修

教員等が「教員等による特定行為」を行うためには、前述したとおり所定の研修を受講し、知事の登録認定を受ける必要があります。
具体的な内容については、次のとおりとなります。
道内では、道教委が年間2回行っているほか、社会福祉協議会や医療機関等で研修を実施しています。

基本研修（2日間）

科目	中項目	時間
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義	・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等	3
	・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等	3
喀痰吸引等に関する演習	・喀痰吸引（口腔内） ・喀痰吸引（鼻腔内） ・喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・経管栄養（経鼻）	1

